

令和5年度答申第73号
令和6年3月14日

諮問番号 令和5年度諮問第75号（令和6年2月20日諮問）
審査庁 経済産業大臣
事件名 再生可能エネルギー発電事業計画の認定取消処分に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

本件は、経済産業大臣（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が、二つの太陽光発電事業に係る再生可能エネルギー発電事業計画を認定する処分（以下「本件各認定処分」という。）をした審査請求人X（以下「審査請求人」という。）に対し、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。この法律の題名は、令和2年法律第49号（以下「令和2年改正法」という。）による改正（令和4年4月1日施行）前は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」であった。以下法律の題名の改正の前後を問わず「再生可能エネルギー特別措置法」という。）15条1号の規定に基づき、本件各認定処分を取り消す処分（以下「本件各認定取消処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれらを不服として審査請求をした事案である。

1 関係する法令の定め

- (1) 再生可能エネルギー発電事業計画の認定の申請

ア 再生可能エネルギー特別措置法9条1項（令和2年改正法による改正前のもの）は、「自らが維持し、及び運用する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を特定契約により電気事業者に対し供給する事業（以下「再生可能エネルギー発電事業」という。）を行おうとする者は、再生可能エネルギー発電設備ごとに、経済産業省令で定めるところにより、再生可能エネルギー発電事業の実施に関する計画（以下「再生可能エネルギー発電事業計画」という。）を作成し、経済産業大臣の認定を申請することができる。」と規定していた。

イ 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号。この省令の題名は、令和4年経済産業省令第27号（以下「令和4年改正省令」という。）による改正（同年4月1日施行）前は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」であった。以下省令の題名の改正の前後を問わず「再生可能エネルギー特別措置法施行規則」という。）4条の2第2項は、上記アによる認定の申請書には、同項各号に掲げる書類を添付しなければならないと規定し、同項7号には、「当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令（条例を含む。）に係る手続（中略）の実施状況を示す書類」が掲げられている。

(2) 再生可能エネルギー発電事業計画の認定

ア 再生可能エネルギー特別措置法9条3項（令和2年改正法による改正前のもの）は、経済産業大臣は、上記(1)のアによる認定の申請があった場合において、その申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画が同項各号の認定基準のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする規定し、同項2号には、「再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。」が掲げられていた（令和2年改正法は、上記の9条3項を同条4項とした。）。

イ 再生可能エネルギー特別措置法施行規則5条の2（令和4年改正省令による改正前のもの）は、上記アの再生可能エネルギー特別措置法9条3項2号に規定する認定基準の一つとして、「当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令（条例を含む。）の規定を遵守するものであること。」（3号）を掲げていた（令和4年改正省令は、上記の「9条3項2号」を「9条4

項2号」に改めた。) 。

(3) 再生可能エネルギー発電事業計画の認定の取消し

再生可能エネルギー特別措置法15条は、経済産業大臣は、同条各号の事由のいずれかに該当すると認めるときは、上記(2)のアの再生可能エネルギー発電事業計画の認定を取り消すことができると規定し、同条1号には、「認定事業者が認定計画に従って再生可能エネルギー発電事業を行っていないとき。」が掲げられている。

なお、再生可能エネルギー特別措置法11条は、再生可能エネルギー特別措置法9条4項（上記(2)のアの括弧書き参照）の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業計画（前条1項の規定による変更若しくは追加の認定又は同条2項若しくは3項の規定による変更の届出があったときは、その変更後又は追加後のもの）を「認定計画」というと規定している。

2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、再生可能エネルギー特別措置法9条1項の規定（令和2年改正法による改正前のもの）に基づき、二つの太陽光発電事業（以下「本件各発電事業」という。）に係る再生可能エネルギー発電事業計画（以下「本件各発電事業計画」という。）を作成し、平成29年12月28日、処分庁に対し、オンラインの電子申請システムにより、認定の申請をした。

審査請求人は、上記の認定の申請をした際、処分庁に対し、再生可能エネルギー特別措置法施行規則4条の2第2項7号に掲げる書類である「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」2通（以下「本件各関係法令手続状況報告書」という。）を提出した。本件各関係法令手続状況報告書には、「農地法に基づく農地転用許可」が必要であり、農業委員会に「相談」しているとの記載がされていた。

（令和6年3月4日付けの審査庁の事務連絡の別添「照会事項への回答について」（以下「審査庁の事務連絡・回答」という。）の5、本件各関係法令手続状況報告書）

(2) A局長は、平成30年1月22日付け及び同年2月14日付けで、審査請求人に対し、農地法（昭和27年法律第229号）5条1項の規定に基づき、本件各発電事業に係る太陽光パネル等の各発電設備（以下「本件各発電設備」という。）を設置する場所について農地を農地以外のものに転

用するための許可（以下「本件各農地転用許可」という。）をした。

（処分書）

- (3) 処分庁は、平成30年1月23日付けで、審査請求人に対し、再生可能エネルギー特別措置法9条3項の規定（令和2年改正法による改正前のもの）に基づき、本件各発電事業計画を認定する処分（本件各認定処分）をした（以下認定を受けた本件各発電事業計画を「本件各認定計画」という。）。

（「再生可能エネルギー発電事業計画の認定について（通知）」と題する書面2通）

- (4) A局長は、平成30年10月2日付けで、審査請求人に対し、審査請求人は農地法51条1項2号に掲げる者（同法5条1項の許可に付した条件に違反している者）及び同法51条1項4号に掲げる者（偽りその他不正の手段により同法5条1項の許可を受けた者）に該当するとして、同法51条1項の規定に基づき、本件各農地転用許可を取り消す処分（以下「本件各農地転用許可取消処分」という。）をし、併せて、本件各発電設備を撤去し、その所在地を農地に原状回復すべきとの命令（以下「本件各原状回復命令」という。）をした。

（処分書、命令書）

- (5) 審査請求人は、平成31年1月5日付けで、B知事に対し、本件各農地転用許可取消処分及び本件各原状回復命令を不服として審査請求をしたところ、B知事は、令和2年12月23日付けで、当該審査請求を棄却するとの裁決をした。

（弁明書）

- (6) 処分庁は、令和5年2月2日付けで、審査請求人に対し、再生可能エネルギー特別措置法15条1号の規定に基づき、本件各認定処分を取り消すことを予定しているから、行政手続法（平成5年法律第88号）15条1項の規定に基づき、意見陳述のための聴聞の期日を同月28日とするとして、同期日への出頭を依頼した。

これに対し、審査請求人は、上記の期日には出頭することができないとして、令和5年2月12日付けで、処分庁に対し、陳述書2通及び関係資料を提出した。

（聴聞通知書2通、陳述書2通及び関係資料）

- (7) 処分庁は、令和5年4月21日付けで、審査請求人に対し、審査請求人

が本件各農地転用許可取消処分及び本件各原状回復命令を受けたことにより、本件各認定計画は再生可能エネルギー発電事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令である農地法の規定を遵守するもの（再生可能エネルギー特別措置法施行規則5条の2第3号）とは認められず、本件各発電事業は円滑かつ確実に実施されると見込まれるもの（再生可能エネルギー特別措置法9条4項2号）ではなくなったことから、「認定事業者が認定計画に従って再生可能エネルギー発電事業を行っていない」という再生可能エネルギー特別措置法15条1号の認定の取消事由に該当するとして、同号の規定に基づき、本件各認定処分を取り消す処分（本件各認定取消処分）をした。

（「再生可能エネルギー発電事業計画の認定の取消しについて」と題する書面2通）

(8) 審査請求人は、令和5年5月25日、審査庁に対し、本件各認定取消処分を不服として本件審査請求をした。

（審査請求書、審査庁の事務連絡・回答の3の(1)）

(9) 審査庁は、令和6年2月20日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求人は、本件各発電設備を全て撤去し、その所在地を農地に原状回復したから、農地法違反は、解消されている。本件各認定取消処分の取消しがされれば、農地から雑種地への変更ができ、再度、太陽光発電事業を行うことができる。

(2) 本件各認定取消処分の根拠である農地法違反は、信託していた現地の委託業者が、本件各農地転用許可の申請をした際、審査請求人に断りなく、虚偽の文書を提出したことによるものであって、審査請求人には一切責任がない。すなわち、審査請求人が意図的に農地法に違反した事実はないから、本件各原状回復命令の判断自体に誤りがある。

(3) したがって、本件各認定取消処分の取消しを求める。

第2 諮問に係る審査庁の判断

1 審査庁は、審理員意見書のとおり、本件審査請求は棄却すべきであるとする。

2 審理員意見書の概要は、以下のとおりである。

- (1) 本件各認定取消処分は、審査請求人が再生可能エネルギー特別措置法15条1号の認定の取消事由（「認定事業者が認定計画に従って再生可能エネルギー発電事業を行っていないとき」）に該当するとしてされたものであるから、本件では、この判断が適切であったかが問題となる。

審査請求人は、本件各発電設備を全て撤去し、その所在地を農地に原状回復したから、農地法違反は解消されていると主張する。これに対し、処分庁は、本件各認定計画は農地法に基づく農地転用許可を受けるなど農地法の規定を遵守し、再生可能エネルギー発電事業を円滑かつ確実に実施することを内容としていたところ、審査請求人が農地法に違反し、本件各原状回復命令が確定したことにより、審査請求人は本件各認定計画に従って再生可能エネルギー発電事業を行うことができず、再生可能エネルギー特別措置法15条1号の認定の取消事由に該当するため、本件各認定取消処分をしたと主張する。

上記の各主張を踏まえて、審査請求人が再生可能エネルギー特別措置法15条1号の認定の取消事由に該当するか否かについて検討する。

- (2) 再生可能エネルギー特別措置法9条3項2号（令和2年改正法による改正前のもの）は、再生可能エネルギー発電事業計画の認定基準の一つとして、「再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること」を掲げ、再生可能エネルギー特別措置法施行規則5条の2第3号（令和4年改正省令による改正前のもの）は、上記の再生可能エネルギー特別措置法9条3項2号に規定する認定基準の一つとして、「当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令（条例を含む。）の規定を遵守するものであること」を掲げていた。

審査請求人が本件各発電事業計画について認定の申請をした際に提出した本件各関係法令手続状況報告書には、「農地法に基づく農地転用許可」が必要であり、農業委員会に「相談」しているとの記載がされていた。

したがって、本件各発電事業計画は、農地法の規定を遵守し、本件各発電設備を設置する場所について農地転用許可を受けることを内容として、認定がされたものと認められる。そして、審査請求人は、農地法5条1項の規定に基づき、本件各発電設備を設置する場所について本件各農地転用許可を受けた。

- (3) しかし、審査請求人は、平成30年10月2日付けで、農地法51条1

項の規定に基づき、本件各農地転用許可を取り消す処分（本件各農地転用許可取消処分）及び設置した本件発電設備を撤去し、その所在地を農地に原状回復すべきとの命令（本件各原状回復命令）を受けた。

この点について、審査請求人は、意図的に農地法に違反した事実はないから、本件各原状回復命令の判断自体に誤りがあると主張するが、この主張は、本件各原状回復命令に対する審査請求の手續すべきものである。

また、審査請求人は、本件各発電設備を全て撤去し、その所在地を農地に原状回復したから、農地法違反は解消されていると主張するが、本件各発電事業計画は、審査請求人が農地法の規定を遵守し、本件各発電設備を設置する場所について農地転用許可を受けることを内容として、認定がされたことを踏まえると、上記の主張は、認定された本件各発電事業計画（本件各認定計画）に従って再生可能エネルギー発電事業を行っていない事実を追認する内容であるとも考えられる。

したがって、審査請求人は、農地法の規定を遵守し、本件各発電設備を設置する場所について農地転用許可を受けることを内容とする本件各認定計画に従って再生可能エネルギー発電事業を行っていなかったと認められるから、審査請求人が再生可能エネルギー特別措置法15条1号の認定の取消事由に該当するとした処分庁の判断は、適切である。

- (4) 以上のとおり、本件各認定取消処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから棄却すべきである。

第3 当審査会の判断

1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

- (1) 一件記録によると、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手續の経過は、次のとおりである。

本件審査請求の受付	: 令和5年5月25日
審理員の指名	: 同年7月14日 (本件審査請求の受付から約1か月半)
弁明書の提出の求め	: 同年8月3日 (審理員の指名から約半月)
反論書の受付	: 同年10月10日
審理員意見書の提出	: 同年11月27日 (反論書の受付から約1か月半)
本件諮問	: 令和6年2月20日

(審理員意見書の提出から約3か月、本件審査請求の受付から約9か月)

- (2) そうすると、本件では、①審査請求の受付から審理員の指名までに約1か月半、②審理員の指名から弁明書の提出の求めまでに約半月、③反論書の受付から審理員意見書の提出までに約1か月半、④審理員意見書の提出から諮問までに約3か月を要した結果、審査請求の受付から諮問までに約9か月を要している。しかし、上記①から④までの各手続に上記の各期間を要したことについて特段の理由があったとは認められない。特に、上記④の手続については、諮問説明書が審理員意見書を引用した簡単な内容のものであることを踏まえると、期間を要し過ぎたといわざるを得ない。審査庁においては、審査請求事件の進行管理の仕方を早急に見直す必要がある。
- (3) 上記(2)で指摘した点以外では、本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件各認定取消処分 of 違法性又は不当性について

- (1) 本件各認定取消処分は、再生可能エネルギー特別措置法15条1号の認定の取消事由（「認定事業者が認定計画に従って再生可能エネルギー発電事業を行っていないとき」）があるとしてされたものである（上記第1の2の(7)）。

再生可能エネルギー特別措置法9条3項2号（令和2年改正法による改正前のもの）は、再生可能エネルギー事業計画の認定基準の一つとして、「再生可能エネルギー発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること」を掲げ、これを受けて、再生可能エネルギー特別措置法施行規則5条の2第3号（令和4年改正省令による改正前のもの）は、上記の再生可能エネルギー特別措置法9条3項2号に規定する認定基準の一つとして、「当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令（条例を含む。）の規定を遵守するものであること」を掲げていた（上記第1の1の(2)）。そこで、再生可能エネルギー特別措置法施行規則4条の2第2項7号は、再生可能エネルギー事業計画の認定の申請書には、「当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令（条例を含む。）に係る手続（中略）の実施状況を示す書類」を添付しなければならないと規定していた（上記第1の1の(1)のイ）。

審査請求人は、本件各発電事業計画について認定の申請をした際、処分庁に対し、再生可能エネルギー特別措置法施行規則4条の2第2項7号に掲げる書類である本件各関係法令手続状況報告書を提出しており、本件各関係法令手続状況報告書には、「農地法に基づく農地転用許可」が必要であり、農業委員会に「相談」しているとの記載がされていた（上記第1の2の(1)）。したがって、本件各発電事業計画は、審査請求人が本件各発電事業を行うのに必要な農地転用許可を受けることによって、本件各発電事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるとして、認定がされたものと認められ、審査請求人は、本件各発電設備を設置する場所について本件各農地転用許可を受けている（上記第1の2の(2)）。

しかし、審査請求人は、その後に、本件各農地転用許可取消処分及び本件各原状回復命令を受けた（上記第1の2の(4)。なお、審査請求人は、本件各農地転用許可取消処分及び本件各原状回復命令を不服として審査請求をしたが、当該審査請求は、棄却されている（上記第1の2の(5)）。）から、認定された本件各発電事業計画（本件各認定計画）に従って本件各発電事業を行うことができなくなったことが明らかである。

したがって、本件各認定処分には、再生可能エネルギー特別措置法15条1号の認定の取消事由（「認定事業者が認定計画に従って再生可能エネルギー発電事業を行っていないとき」）があったといえることができる。

- (2) 審査請求人は、本件各発電設備を全て撤去し、その所在地を農地に原状回復したから、農地法違反は解消されていると主張する（上記第1の3の(1)）が、その主張に係る原状回復は本件各原状回復命令の義務を履行しただけであり、これによって本件各農地転用許可取消処分の理由となった審査請求人の農地法違反（同法51条1項2号違反及び同項4号違反）がなかったことになるわけではないから、審査請求人が本件各農地転用許可取消処分を受けたことを理由としてされた本件各認定取消処分が遡って違法になるものではない。したがって、審査請求人の上記主張は、採用することができない。

また、審査請求人は、農地法違反は信頼していた現地の委託事業者が本件各農地転用許可の申請をした際に虚偽の文書を提出したことによるものであって、審査請求人には一切責任がなく、本件各原状回復命令の判断自体に誤りがあるとも主張する（上記第1の3の(2)）が、本件各原状回復命令の適否は本件とは別の手続で争うべき事柄であり、審査請求人の上記主

張は本件での検討対象とはならない（なお、審査請求人は、本件各原状回復命令を不服として審査請求をしたが、当該審査請求は、棄却されている（上記第1の2の(5)）。）。したがって、審査請求人の上記主張も、採用することができない。

(3) 上記(1)及び(2)で検討したところによれば、本件各認定取消処分に違法又は不当な点は認められない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第1部会

委	員	原			優
委	員	野	口	貴	公
委	員	村	田	珠	美